

2004年7月30日

IAS 第19号「従業員給付」

改訂公開草案「保険数理差損益、グループ制度及び開示」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、IAS 第19号「従業員給付」改訂公開草案「保険数理差損益、グループ制度及び開示」に対してコメントする。ここに記載されている見解は、国際対応専門委員会のものである。

質問1

我々は、IAS 第19号に、保険数理差損益を発生時に損益計算書の外で認識収益費用計算書において認識する選択肢を追加する提案には、以下の理由により同意しない。

現行のIAS 第19号第93項において、保険数理差損益を発生時に損益として認識することはすでに認められており、新たな選択肢を追加する必要はない。

我々は、純利益は将来利益の予測に資する重要な指標であり、その有用性の確保のためには、すべての損益項目はいずれかの期間において一度は損益計算書に計上される必要があると考える。提案されたBC 第12項に記載されているように、保険数理差損益は損益項目であるとの見解を強調するのであれば、損益計算書で認識すべきものとする。

なお、IASBでは「包括利益の報告」プロジェクトにおいて純利益の表示を廃止する方向で一旦は暫定合意をしているが、2002年7月12日に送付したコメントレターで表明しているとおり、我々ASBJは純利益の表示が必要という立場で反対している。純利益の表示が必要という立場からは、保険数理差損益を純利益に永久に含めない選択肢には反対である。一方、IASBの暫定合意の立場からすると、発生時に認識される保険数理差損益は包括利益で認識されていればよく、それが純利益に含まれるか否かは本来興味がないはずである。したがって、この立場からも新たな選択肢を追加する必要はないこととなる。

質問2 - 4

我々は選択肢の追加自体に同意しないので、選択肢の追加を前提としたこれらの提案についても反対である。

質問5

我々は、提案された、グループ企業の個別財務諸表においては一定の条件を満たす場合にグループ給付建制度を複数事業主制度として取扱ってよいとする提案には、以下の理由により同意しない。

共通支配下にあるグループ給付建制度の場合、給付建会計処理を行うための十分な情報が利用可能でない状況が実際に起こりうるのか疑問である。少なくとも親会社については、

グループ企業のみが参加している制度について十分な情報が入手できないということは考えられない。

また、提案された第 34 項(a) () では、親会社の個別財務諸表においても免除規定を設けているが、連結財務諸表においては給付建会計処理がなされるため、連結と個別の会計上の結果が著しく相違する結果を生むこととなる。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長